平成 25 年 6 月 21 日

各　位

会 社 名：株式会社　ツ ガ ミ
代表者名：代表取締役 ＣＥＯ　西嶋　尚生
（東証　第一部　コード番号 6101）
問合せ先：上席執行役員
管理部部長 早崎　敬二

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行する理由

当社の株価や業績との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を発行するものです。

Ⅱ. 新株予約権の発行要領

新株予約権の名称	2013 年 7 月発行新株予約権（株式報酬型ｽﾄｯｸｵﾌﾟｼｮﾝ）Ａﾌﾟﾗﾝ	2013 年 7 月発行新株予約権（株式報酬型ｽﾄｯｸｵﾌﾟｼｮﾝ）Ｂﾌﾟﾗﾝ
根拠法規（会社法）	第 238 条第 2 項、 第 240 条第 1 項	第 236 条、同第 238 条 同第 239 条
割当の対象者	当社取締役 9 名 当社監査役 4 名　　計 13 名	当社執行役員およびこれに準ずる使用人　　計 23 名
新株予約権の総数	当社取締役 160 個 当社監査役　30 個　　計 190 個	120 個
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり 1 円	
新株予約権の目的である株式の種類および数	本新株予約権 1 個当たり当社普通株式 1,000 株とする。 なお、別途当社が定める事由が発生した場合は、別途当社が定める方法により、本新株予約権当たりの目的である株式の数（付与株式数）の調整を行う。	

新株予約権の払込み金額またはその算定方式	ﾌﾞﾗｯｸｼｮｰﾙｽﾞﾓﾃﾞﾙにより算出した 1 株当たりのｵﾌﾟｼｮﾝ価格に対象株式数を乗じた金額。 ＊上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。 ＊当社は対象者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。	金銭の払い込みを要しない。
新株予約権の権利行使期間	平成 25 年 7 月 9 日から平成 45 年 7 月 8 日まで	
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、行使期間内において、原則として当社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から 7 営業日を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。 (2)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額	(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	
新株予約権の取得に関する条項	当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。	
新株予約権の譲渡制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
新株予約権の割当日	平成 25 年 7 月 8 日	
第 110 期定時株主総会の決議日	－	平成 25 年 6 月 21 日

以　上